



発行 新潟県

第 56 号

平成28年7月22日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 824 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 825 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 826 公共測量の実施通知（監理課）
- 827 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 828 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 一般競争入札の実施（廃棄物対策課）
- クリーニング師試験の実施（生活衛生課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

公安委員会規則

- 8 新潟県警察組織規則の一部を改正する規則（警務課）
- 9 新潟県警察組織規則の一部を改正する規則（警務課）

告 示

◎新潟県告示第824号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上越市の大潟あさひ土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年7月22日

新潟県上越地域振興局長

1 就任

理事	上越市大潟区潟田260番地	竹 田 香 苗 (理事長)
〃	上越市大潟区内雁子新田413番地	佐 藤 宏 夫
〃	上越市吉川区六万部1345番地2	五十嵐 文 吉
〃	上越市頸城区舟津413番地	太 田 勝 美
〃	上越市吉川区梶2061番地	大 滝 政 一
〃	上越市大潟区和泉新田537番地	竹 内 芳 隆
〃	上越市大潟区蜘蛛ヶ池24番地	金 澤 稔
〃	上越市大潟区岩野古新田553番地	山 田 金 平
監事	上越市大潟区下小船津浜697番地1	渡 邊 康 一
〃	上越市吉川区長沢822番地	高 野 昌 二

〃 上越市吉川区西野島2000番地 風 巻 政 直
就任年月日 平成28年 6月29日

2 退任

理事 上越市大潟区潟田260番地 竹 田 香 苗
(理事長)

〃 上越市大潟区内雁子新田413番地 佐 藤 宏 夫

〃 上越市吉川区六万部1345番地2 五十嵐 文 吉

〃 上越市大潟区岩野古新田553番地 山 田 金 平

〃 上越市大潟区和泉新田537番地 竹 内 芳 隆

〃 上越市吉川区町田219番地 畠 山 昇

〃 上越市大潟区上小船津浜157番地2 大 島 新 一

〃 上越市大潟区蜘蛛ヶ池24番地 金 澤 稔

監事 上越市大潟区下小船津浜697番地1 渡 邊 康 一

〃 上越市吉川区長沢822番地 高 野 昌 二

〃 上越市吉川区梶2061番地 大 滝 政 一

退任年月日 平成28年 6月23日

◎新潟県告示第825号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、南魚沼市及び魚沼市の一部を受益地域とする県営魚野川東部地区農業用排水施設整備(かんがい排水「集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 7月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成28年 7月25日から平成28年 8月22日まで

3 縦覧に供する場所

南魚沼市役所

魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第826号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県(南魚沼地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年7月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量 経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）城之入川地区 確定測量
- 2 作業期間 平成28年7月15日から平成29年3月3日まで
- 3 作業地域 南魚沼市中、樺野沢 ほか地内

◎新潟県告示第827号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年7月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
駒込下地区	三条市駒込	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
駒込上(3)地区	三条市駒込	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
駒込上(4)地区	三条市駒込	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
駒込上(5)地区	三条市駒込	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
駒込一地区	三条市駒込、大平	次の図のとおり	土石流
駒込川地区	三条市駒込	次の図のとおり	土石流
赤坂沢地区	三条市駒込	次の図のとおり	土石流
駒込二地区	三条市駒込	次の図のとおり	土石流
駒込三地区	三条市駒込	次の図のとおり	土石流
駒込四地区	三条市駒込	次の図のとおり	土石流
山ノ根地区	三条市大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平(1)地区	三条市大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平(2)地区	三条市大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平(3)地区	三条市大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下の沢地区	三条市大平	次の図のとおり	土石流
大平川一地区	三条市大平	次の図のとおり	土石流
大平川二地区	三条市大平	次の図のとおり	土石流

大平(1)地区	三条市大平	次の図のとおり	土石流
大平(3)地区	三条市大平	次の図のとおり	土石流
大平(4)地区	三条市大平	次の図のとおり	土石流
荒沢地区	三条市荒沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒沢下地区	三条市荒沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒沢(1)地区	三条市荒沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒沢地区	三条市荒沢	次の図のとおり	土石流
針山(1)地区	三条市棚鱗	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
針山(2)地区	三条市棚鱗	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
針山(3)地区	三条市棚鱗、荒沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棚鱗(1)地区	三条市棚鱗	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
花淵地区	三条市花淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻生地区	三条中野原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中野原(1)地区	三条中野原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中野原(2)地区	三条中野原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中野原沢地区	三条中野原	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大積高鳥町(1)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積高鳥町(3)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積高鳥町(5)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積高鳥町(2)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積高鳥町(7)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積高鳥町(10)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大積高鳥町(11)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積高鳥町(12)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高鳥川地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	土石流
大積高鳥町(1)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	土石流
大積高鳥町(2)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	土石流
大積高鳥町(3)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	土石流
大積高鳥町(4)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	土石流
大積高鳥町(5)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	土石流
高鳥地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	地すべり
大積高鳥町地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	地すべり
大積熊上町地区	長岡市大積熊上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積熊上町(5)地区	長岡市大積熊上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積熊上町(6)地区	長岡市大積熊上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積熊上町(2)地区	長岡市大積熊上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積熊上町(3)地区	長岡市大積熊上町、大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積熊上町(4)地区	長岡市大積熊上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積熊上町(9)地区	長岡市大積熊上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積熊上町(10)地区	長岡市大積熊上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
医者流川(2)地区	長岡市大積熊上町	次の図のとおり	土石流
大積熊上町(1)地区	長岡市大積熊上町、大積町	次の図のとおり	土石流
大積熊上町(2)地区	長岡市大積熊上町	次の図のとおり	土石流
大積熊上町(3)地区	長岡市大積熊上町	次の図のとおり	土石流
大積熊上町(4)地区	長岡市大積熊上町	次の図のとおり	土石流
大積熊上町(5)地区	長岡市大積熊上町	次の図のとおり	土石流

大積熊上町(6)地区	長岡市大積熊上町	次の図のとおり	土石流
大積熊上町(H25)地区	長岡市大積熊上町	次の図のとおり	地すべり
別ヶ谷地区	三島郡出雲崎町大字別ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別ヶ谷(1)地区	三島郡出雲崎町大字別ヶ谷、山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別ヶ谷(2)地区	三島郡出雲崎町大字別ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別ヶ谷(3)地区	三島郡出雲崎町大字別ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別ヶ谷(4)地区	三島郡出雲崎町大字別ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塩野(3)地区	十日町市塩野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
慶地地区	十日町市慶地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
澁野(1)地区	十日町市澁野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
澁野(2)地区	十日町市澁野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
澁野(3)地区	十日町市澁野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平(1)地区	十日町市平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
澁野(5)地区	十日町市澁野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
願入(1)地区	十日町市願入	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仙之山(1)地区	十日町市仙之山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平(2)地区	十日町市平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仙之山(2)地区	十日町市仙之山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩野地区	十日町市塩野	次の図のとおり	土石流
倉下地区	十日町市平、澁野	次の図のとおり	地すべり
新座地区	十日町市慶地	次の図のとおり	地すべり
願入地区	十日町市願入	次の図のとおり	地すべり

新光寺(1)地区	十日町市新光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水口地区	十日町市水口	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
向橋(1)地区	上越市大字向橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向橋(2)地区	上越市大字向橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向橋(3)地区	上越市大字向橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ドドメキ沢地区	上越市大字向橋	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

5 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
羽生(1)地区	糸魚川市大字羽生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽生(2)地区	糸魚川市大字羽生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽生(3)地区	糸魚川市大字羽生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽生地区	糸魚川市大字羽生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤木谷地区	糸魚川市大字羽生	次の図のとおり	土石流
羽生地区	糸魚川市大字羽生	次の図のとおり	地すべり
橋立地区	糸魚川市大字橋立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
橋立(2)地区	糸魚川市大字橋立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
橋立(3)地区	糸魚川市大字橋立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
登川地区	糸魚川市大字橋立	次の図のとおり	土石流
清水倉地区	糸魚川市大字橋立	次の図のとおり	地すべり
橋立地区	糸魚川市大字橋立	次の図のとおり	地すべり
大平寺地区	糸魚川市大字大平寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大平寺(2)地区	糸魚川市大字大平寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平寺(3)地区	糸魚川市大字大平寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田伏地区	糸魚川市大字田伏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田伏地区	糸魚川市大字田伏	次の図のとおり	土石流
大和川地区	糸魚川市大字田伏	次の図のとおり	土石流
田伏(2)地区	糸魚川市大字田伏	次の図のとおり	土石流
島道(1)地区	糸魚川市大字島道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島道(2)地区	糸魚川市大字島道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島道(3)地区	糸魚川市大字島道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島道(4)地区	糸魚川市大字島道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島道(5)地区	糸魚川市大字島道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島道欽泉地区	糸魚川市大字島道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清衛門谷川地区	糸魚川市大字島道	次の図のとおり	土石流
大屋谷川(1)地区	糸魚川市大字島道	次の図のとおり	土石流
大屋谷川(2)地区	糸魚川市大字島道	次の図のとおり	土石流
小松川地区	糸魚川市大字島道	次の図のとおり	土石流
島道地区	糸魚川市大字島道	次の図のとおり	土石流
島道地区	糸魚川市大字島道	次の図のとおり	地すべり
島道南地区	糸魚川市大字島道	次の図のとおり	地すべり
東谷内(1)地区	糸魚川市大字東谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東谷内(2)地区	糸魚川市大字東谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東谷内地区	糸魚川市大字東谷内	次の図のとおり	地すべり
藤崎(1)地区	糸魚川市大字藤崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤崎(2)地区	糸魚川市大字藤崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

藤崎(3)地区	糸魚川市大字藤崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤崎(4)地区	糸魚川市大字藤崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤崎(5)地区	糸魚川市大字藤崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第828号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年7月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
駒込下地区	三条市駒込	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
駒込上(3)地区	三条市駒込	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
駒込上(4)地区	三条市駒込	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
駒込上(5)地区	三条市駒込	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
駒込二地区	三条市駒込	次の図のとおり	土石流
山ノ根地区	三条市大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平(1)地区	三条市大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平(2)地区	三条市大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下の沢地区	三条市大平	次の図のとおり	土石流
大平(1)地区	三条市大平	次の図のとおり	土石流
大平(4)地区	三条市大平	次の図のとおり	土石流
荒沢(1)地区	三条市荒沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
針山(3)地区	三条市棚鱗、荒沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-------	---------------------

大積高鳥町(1)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積高鳥町(3)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積高鳥町(5)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積高鳥町(2)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積高鳥町(7)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積高鳥町(11)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積高鳥町(12)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高鳥川地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	土石流
大積高鳥町(1)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	土石流
大積高鳥町(3)地区	長岡市大積高鳥町	次の図のとおり	土石流
大積熊上町地区	長岡市大積熊上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積熊上町(5)地区	長岡市大積熊上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積熊上町(6)地区	長岡市大積熊上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積熊上町(2)地区	長岡市大積熊上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積熊上町(3)地区	長岡市大積熊上町、大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積熊上町(4)地区	長岡市大積熊上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積熊上町(9)地区	長岡市大積熊上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積熊上町(10)地区	長岡市大積熊上町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別ヶ谷地区	三島郡出雲崎町大字別ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別ヶ谷(1)地区	三島郡出雲崎町大字別ヶ谷、山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別ヶ谷(2)地区	三島郡出雲崎町大字別ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別ヶ谷(3)地区	三島郡出雲崎町大字別ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別ヶ谷(4)地区	三島郡出雲崎町大字別ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塩野(3)地区	十日町市塩野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
慶地地区	十日町市慶地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
澁野(1)地区	十日町市澁野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
澁野(2)地区	十日町市澁野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
澁野(3)地区	十日町市澁野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平(1)地区	十日町市平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
願入(1)地区	十日町市願入	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平(2)地区	十日町市平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仙之山(2)地区	十日町市仙之山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新光寺(1)地区	十日町市新光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水口地区	十日町市水口	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
向橋(1)地区	上越市大字向橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向橋(2)地区	上越市大字向橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向橋(3)地区	上越市大字向橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ドドメキ沢地区	上越市大字向橋	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

5 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
羽生(1)地区	糸魚川市大字羽生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽生(2)地区	糸魚川市大字羽生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

羽生(3)地区	糸魚川市大字羽生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽生地区	糸魚川市大字羽生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤木谷地区	糸魚川市大字羽生	次の図のとおり	土石流
橋立地区	糸魚川市大字橋立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
橋立(2)地区	糸魚川市大字橋立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
橋立(3)地区	糸魚川市大字橋立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
登川地区	糸魚川市大字橋立	次の図のとおり	土石流
大平寺地区	糸魚川市大字大平寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田伏地区	糸魚川市大字田伏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田伏地区	糸魚川市大字田伏	次の図のとおり	土石流
大和川地区	糸魚川市大字田伏	次の図のとおり	土石流
田伏(2)地区	糸魚川市大字田伏	次の図のとおり	土石流
島道(1)地区	糸魚川市大字島道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島道(2)地区	糸魚川市大字島道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島道(3)地区	糸魚川市大字島道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島道(4)地区	糸魚川市大字島道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島道(5)地区	糸魚川市大字島道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島道鉦泉地区	糸魚川市大字島道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小松川地区	糸魚川市大字島道	次の図のとおり	土石流
東谷内(1)地区	糸魚川市大字東谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤崎(1)地区	糸魚川市大字藤崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤崎(2)地区	糸魚川市大字藤崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤崎(3)地区	糸魚川市大字藤崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤崎(4)地区	糸魚川市大字藤崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

藤崎(5)地区	糸魚川市大字藤崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
---------	----------	---------	---------

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、平成28年度化学物質のリスク対策事業ダイオキシン類検査検体採取業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年7月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成28年度化学物質のリスク対策事業ダイオキシン類検査検体採取業務

(2) 委託業務の仕様等

平成28年度化学物質のリスク対策事業ダイオキシン類検査検体採取業務に係る仕様書及び契約条項(以下「仕様書等」という。)による。仕様書等は、本公告の日から(5)に定める入札説明書と併せて交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

(3) 委託期間

契約日から平成29年2月28日

(4) 業務実施場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札説明書による。

2 入札説明書の交付場所及び本件入札に関する問い合わせ等

次の場所で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課

電話番号 025-280-5161

Eメール: ngt030170@pref.niigata.lg.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てををしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更正手続開始の申立てををしている者又は同条第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てをされている者ではないこと。

(4) 4に定める参加資格確認申請書を提出した日から入札執行日までの間において、知事から指名停止の措置を受けた者(指名停止期間の一部が属するものを含む。)でないこと。

(5) 日本工業規格K0311排ガス中のダイオキシン類の測定方法 附属書1に示すJ I S II形装置による排ガス採取の実績があること。

(6) 新潟県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(7) 本件委託業務に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(8) 次の①又は②を満たす者であること。

①特定計量証明事業者認定制度(M L A P)の排ガス区分の認定を受けていること。

②平成28年度に環境省が実施するダイオキシン類環境測定調査受注資格を、G C / M S 法(従来法)により有していること。

(9) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を

有する者でないこと。

4 参加資格の確認

本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより参加資格確認申請書を提出し、知事の確認を受けなければならない。

この場合において、3に定める参加資格がないと認められた者及び参加資格確認申請書を入札説明書に定める期間に提出しなかった者は、入札に参加することができない。

5 入札日時及び場所

- (1) 日時 平成28年8月29日 午後1時30分
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

6 入札保証金

自己の見積もった契約金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

7 入札の無効

財務規則第62条第1項又は第3項の規定に該当する入札は、これを無効とする。

8 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) その他

詳細は、入札説明書その他交付書類によるほか、財務規則その他知事の定める規則及び関係法令の定めるところによる。

クリーニング師試験の実施について（公告）

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成28年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成28年7月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時
平成28年10月19日（水）午前10時から
- (2) 場所
新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁西回廊講堂

2 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗たく物の処理に関する知識
- (4) 洗たく物の処理に関する技能
 - ア 繊維の鑑別
 - イ しみ抜き方法
 - ウ ワイシャツのアイロン仕上げ

3 受験資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
- (4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項に該当する者

4 受験手続

- (1) 受験願書受付期間
平成28年8月22日（月）から9月12日（月）まで（土、日、祝日を除く、8時30分から17時15分までの間）とし、郵送による場合は、9月12日（月）の消印のあるものまで受け付ける。
- (2) 受験願書の提出先

県内に住所を有する者（新潟市に住所を有する者を除く） 住所地为管轄する地域振興局健康福祉（環境）部

新潟市及び県外に住所を有する者 新潟県福祉保健部生活衛生課

郵送による受験申込みは、次号エについて受験資格を有する者であることを証する書類の原本を提出する場合のみとする。

また、書留又は簡易書留を使用すること。

(3) 受験申込みに必要な書類

ア 受験願書 1通

イ 履歴書 1通

ウ 写真（出願前6ヶ月以内に撮影した正面上半身無帽のもので、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの）1枚

エ 受験資格を有する者であることを証する書類 1通

受験資格を有する者であることを証する書類が写しであるときは、原本を提示すること。また、書類上の氏名と現在の氏名が異なる場合は戸籍抄（謄）本を添付すること。なお、外国人である場合には、住民票の写しその他の当該者に係る書類であることを証する書類を添付すること。

(4) 受験手数料

7,500円の新潟県収入証紙を受験願書に貼り、消印しないこと。

5 合格発表

平成28年11月18日（金）午前9時

新潟県庁行政庁舎1階広報展示室前掲示板及び各地域振興局健康福祉（環境）部において行う。

同日中に県ホームページにおいても発表する。

6 その他

この試験について不明な点は、各地域振興局健康福祉（環境）部又は新潟県福祉保健部生活衛生課に問い合わせること。

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年7月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 リップス旭岡25街区

所在地 長岡市上条高畑土地区画整理事業地内25街区

設置者 高野不動産株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 平成28年3月11日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成28年7月22日から平成28年8月22日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年 7月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 リップス旭岡26街区
所在地 長岡市上条高畑土地区画整理事業地内26街区
設置者 高野不動産株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による新設の届出
公告日 平成28年 3月11日
- 3 意見の概要
(1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成28年 7月22日から平成28年 8月22日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年 7月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 村上西ショッピングセンター
所在地 村上市緑町五丁目16番 1 外
設置者 株式会社原信
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による変更（大規模小売店舗の名称及び所在地の変更）に関する届出
公告日 平成28年 2月26日
- 3 意見の概要
(1) 村上市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成28年 7月22日から平成28年 8月22日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年 7月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 原信荒川店
所在地 村上市下鍛冶屋400番 3 外
設置者 株式会社原信

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称変更）に関する届出
公告日 平成28年2月26日

3 意見の概要

(1) 村上市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成28年7月22日から平成28年8月22日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年7月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 長岡シビックコアショッピングセンター

所在地 長岡市千歳1丁目23番6

設置者 株式会社原信

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称変更）に関する届出
公告日 平成28年2月26日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成28年7月22日から平成28年8月22日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年7月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ナルス南高田店

所在地 上越市上中田北部土地区画整理事業地内1街区

設置者 株式会社ナルス

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称変更）に関する届出
公告日 平成28年2月26日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成28年7月22日から平成28年8月22日まで

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、除雪機械等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

平成28年7月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア ロータリ除雪車(2.6m、220kW級、スイングオーガ装置付)	1台
イ 除雪ドーザ(14t級、マルチプラウ、反転エッジ付)	1台
ウ 小形除雪車(1.3m級、ロング雪切板付)	1台
エ 凍結防止剤散布車(3t級、4×4)	1台
オ 凍結防止剤散布車(湿式3t級、4×4)	1台
カ 凍結防止剤散布車(湿式4t級、4×4)	1台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年3月17日(金)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記1(1)ア～ウについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。)に自賠責保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、上記1(1)エ～カについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額から、使用済自動車の再資源化に関する法律(平成14年法律第87号)によるリサイクル料金等(以下「リサイクル料金等」という。)を除いた金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「車両価格」という。)に、リサイクル料金等、自賠責保険料及び自動車重量税を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった車両価格の108分の100に相当する金額にリサイクル料金等を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

(4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

(5) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県出納局会計検査課物品契約係
電話番号 025-280-5490
Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成28年9月1日(木) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

平成28年9月2日(金) 午前10時

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品入札参加資格審査申請書を平成28年8月12日(金)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成28年8月23日(火)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(9) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

- ① Rotary snow blower with snow bank clearing auger device (clearing width: 2.6-meter class ; rated output: 220-kilowatt class) [1] unit

- ② Snow plow with multi-purpose plow and reversible edge (wheel type: 14-ton class) [1] unit
 - ③ Small size snow blower with long-type snow-cutting blade (clearing width: 1.3-meter class) [1] unit
 - ④ Anti-icing material spreader truck (four-wheel drive; maximum carrying capacity: 3-ton class) [1] unit
 - ⑤ Anti-icing material spreader truck (four-wheel drive; wetting system; maximum carrying capacity: 3-ton class) [1] unit
 - ⑥ Anti-icing material spreader truck (four-wheel drive; wetting system; maximum carrying capacity: 4-ton class) [1] unit
- (2) Deadline for bid participant applications:
5 : 00P.M. August 23, 2016
- (3) Date of bid opening:
10 : 00A.M. September 2, 2016
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Audit Division
Bureau of the Treasury
Niigata Prefectural Government
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
950-8570
JAPAN
TEL: 025-280-5490
E-mail : ngt190030@pref.niigata.lg.jp

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第8号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年7月22日

新潟県公安委員会

委員長 小熊 迪 義

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第39条関係）			別表第1（第39条関係）		
課 名	名 称	分 掌 事 務	課 名	名 称	分 掌 事 務
(略)			(略)		
交通規制課	(略)	(略)	交通規制課	(略)	(略)
			警備第二課	サミット警備対策室	第36条に掲げる事務のうち2016年主要国首脳会議及び2016年主要国首脳会議の関係閣僚会合として開催される農業大臣会合の警備諸対策に関する事務
(略)			(略)		
別表第3（第48条関係）			別表第3（第48条関係）		
課 名	職 名	職 務	課 名	職 名	職 務
(略)			(略)		
警備第二課	(略)	第36条に掲げる事務（災害対策管理官の分掌に属する事務を除く。）及び新潟県管区機動隊に関する事務	警備第二課	(略)	第36条に掲げる事務（災害対策管理官及びサミット警備対策室長の分掌に属する事務を除く。）及び新潟県管区機動隊に関する事務
	警備対策管理官			警備対策管理官	
				サミット警備対策室長	サミット警備対策室に関する事務
(略)			(略)		

附 則

この規則は、平成28年7月31日から施行する。

新潟県公安委員会規則第 9 号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 7 月22日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則 (平成13年新潟県公安委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下「移動後号」という。)に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下「移動号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号 (以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (号の表示を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (号の表示及び追加号を除く。)に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																																											
<p>(刑事総務課)</p> <p>第19条 刑事総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 取調べの指導及び教養に関すること。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>別表第 1 (第39条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">課 名</th> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 60%;">分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">刑事総務課</td> <td style="text-align: center;">犯罪捜査支援室</td> <td style="text-align: center;"><u>第19条第 7 号から第 10号までに掲げる事務</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 3 (第48条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">課 名</th> <th style="width: 20%;">職 名</th> <th style="width: 60%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">刑事総務課</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">刑事指導官</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取調べ指導官</td> <td style="text-align: center;">第19条第 6 号に掲げる事務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	課 名	名 称	分 掌 事 務	(略)			刑事総務課	犯罪捜査支援室	<u>第19条第 7 号から第 10号までに掲げる事務</u>	(略)			課 名	職 名	職 務	(略)			刑事総務課	(略)		刑事指導官	(略)	取調べ指導官	第19条第 6 号に掲げる事務	(略)			(略)			<p>(刑事総務課)</p> <p>第19条 刑事総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>別表第 1 (第39条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">課 名</th> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 60%;">分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">刑事総務課</td> <td style="text-align: center;">犯罪捜査支援室</td> <td style="text-align: center;">第19条第 6 号から第 9号までに掲げる事務</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 3 (第48条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">課 名</th> <th style="width: 20%;">職 名</th> <th style="width: 60%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">刑事総務課</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">刑事指導官</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	課 名	名 称	分 掌 事 務	(略)			刑事総務課	犯罪捜査支援室	第19条第 6 号から第 9号までに掲げる事務	(略)			課 名	職 名	職 務	(略)			刑事総務課	(略)		刑事指導官	(略)	(略)		(略)		
課 名	名 称	分 掌 事 務																																																										
(略)																																																												
刑事総務課	犯罪捜査支援室	<u>第19条第 7 号から第 10号までに掲げる事務</u>																																																										
(略)																																																												
課 名	職 名	職 務																																																										
(略)																																																												
刑事総務課	(略)																																																											
	刑事指導官	(略)																																																										
	取調べ指導官	第19条第 6 号に掲げる事務																																																										
(略)																																																												
(略)																																																												
課 名	名 称	分 掌 事 務																																																										
(略)																																																												
刑事総務課	犯罪捜査支援室	第19条第 6 号から第 9号までに掲げる事務																																																										
(略)																																																												
課 名	職 名	職 務																																																										
(略)																																																												
刑事総務課	(略)																																																											
	刑事指導官	(略)																																																										
	(略)																																																											
(略)																																																												

附 則

この規則は、平成28年 8 月 1 日から施行する。